

「中華人民共和国反不正競争法（改正草案請求意見稿）」意見募集表

会社名：日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
第十三条	本条の内容を、独占禁止法等の他の法律と重複しないように整理すべきである。	本条に具体的に列記されている行為は、不正競争防止法が本来対象とすべき行為とは毛色が違って、むしろ独占禁止法が対象とする優越的地位の濫用に近い。ある同一の行為に対して定義、要件や効果が微妙に異なる複数の法律が適用されるのは適切ではないため、独占禁止法の対象とすべき行為は専ら同法に委ね、不正競争防止法の対象とすべきではない。
第三十七条	本条を削除すべきである。	第二条はあくまで一般的な考え方や規範を記載したものとすべきであり、その具体的に禁じられるべき行為は第二章・不正競争行為（第七条以下）に列記されている通りである。 この第三十七条のような運用が許されてしまうと、第二章でこと細かに禁止行為を列記している意味が失われてしまうばかりか、法運用の予見性を著しく損なうことになりかねず、適切ではない。

（紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。）